



# 始良中央地区

第13号

平成16年6月

# 合併協議会だより

編集  
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F  
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940  
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>  
メールアドレス [soumu@airachuou-gappei.jp](mailto:soumu@airachuou-gappei.jp)

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **横川町** を紹介します



写真は、左から「大隅五社のひとつ安良神社」と「安良神社にまつわり、年代が記されている仮面」としては、現在県内最古とされる仮面」です。

## 第24回協議会

「議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について」、「平成15年度始良中央地区合併協議会決算報告について」の報告と、「平成16年度始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「その他事業(選挙管理委員会関係事務)の取扱い」についての協議及び「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「事務組織及び機構の取扱い」、「一部事務組合等の取扱い」、「その他事業(交通災害共済事業)(契約関係事務)の取扱い」、「補助金、交付金等の取扱い」についての提案説明がありました。

## 第25回協議会

「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「事務組織及び機構の取扱い」、「一部事務組合等の取扱い」、「その他事業(交通災害共済事業)(契約関係事務)の取扱い」、「補助金、交付金等の取扱い」についての協議、「地方税の取扱い」、「合併の期日」についての再協議及び「使用料、手数料等の取扱い」、「自治会・行政連絡機構の取扱い」、「コミュニティ施策の取扱い」、「その他事業(温泉事業)の取扱い」についての提案説明がありました。

## 第二十四回・第二十五回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第二十四回協議会が五月十三日、第二十五回協議会が五月二十七日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、十一の事項について協議され承認されました。

### 第二十四回協議会

【報告された事項】……………  
報告第十四号 六 議会議員の定数及び任期検討小委員会の経過及び結果について

議会議員の定数及び任期検討小委員会では第十六回の会議を開催し、小委員会としての最終結論を決定したことが書面により報告されました。なお、報告のありました内容については、先月号の第十二号協議会だより(五ページ)に、口頭による報告として掲載しています。

### 報告第十六号 平成十五年始良中央地区合併協議会決算報告について

平成十五年度において、合併協議会における合併協議に要した費用について、次のとおり決算が調製されたことこの報告がありました。

## 平成15年度 始良中央地区合併協議会決算

### 収入の部

(単位:円)

	予算額	決算額	内 訳
負担金	46,900,000	46,900,000	構成市町負担金 6,700千円×7市町
諸収入	1,000	646	預金利子
計	46,901,000	46,900,646	

### 支出の部

(単位:円)

	予算額	決算額	内 訳
協議会費	9,764,000	9,589,924	報酬、費用弁償、需用費、委託料、使用料(21回協議会開催)
小委員会費	323,000	280,000	報酬、費用弁償(事務所位置、新市名称、議会議員の定数及び任期)
事務局費	8,781,000	8,570,369	報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料、備品購入、負担金
新市まちづくり計画費	11,000,000	11,000,000	新市まちづくり計画委託料
電算統合費	6,300,000	6,090,000	電算システム統合準備委託料
事務事業調査費	2,100,000	2,100,000	事務事業調査及び例規集作成委託料
広報費	5,883,000	5,882,400	協議会だより印刷製本費(10回発行)キッズ情報印刷
ホームページ費	1,856,000	1,855,350	合併協議会ホームページ作成、保守委託料
新市名称策定費	100,000	100,000	新市名称名付け親大賞、名付け親賞
調査研修費	294,000	292,890	旅費、使用料
予備費	500,000	0	
計	46,901,000	45,760,933	

## 平成16年度 始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)

### 収入の部

(単位:千円)

	当初予算	補正予算	計	内 訳
負担金	30,800	2,758	33,558	構成市町負担金394千円×7市町
繰越金	0	1,140	1,140	前年度繰越金
計	30,801	3,898	34,699	

### 支出の部

(単位:千円)

	当初予算	補正予算	計	内 訳
事務局費	8,563	3,898	12,461	電算班経費、調印式経費
計	30,801	3,898	34,699	

【議決された事項】……………  
議案第四号 平成十六年度始良中央地区合併協議会補正予算(第一号)について  
平成十六年度における合併協議会の補正予算については、電算班の新設に伴う事務所・事務機器の借上げに係る経費及び合併調印式の経費について追加補正が提案され、原案どおり協議のうえ承認されました。



農業委員会委員の取扱いに係る無記名投票の開票風景

【協議された事項】・・・・・・・・・・・・・・・・

協議第三十八号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

新市における農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、前回第二十三回協議会において、農業委員会会長や幹事会での議論が不十分であるなどの理由により継続協議となっていました。

今回の第二十四回協議会においては、幹事長からこれまでの幹事会における協議の経過や農業委員会会長と幹事会による協議の内容について説明が行われた後、無記名投票による採決が行われ、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては次のとおり採決されました。

一 新市に一つの農業委員会を置くこと

二 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年七月十九日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任すること

三 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を四十人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整すること

協議第五十八号 その他事業（選挙管理委員会関係事務）の取扱いについて

新市におけるその他事業（選挙管理委員会関係事務）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整すること
- 二 開票区については、合併までに調整すること
- 三 不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整すること

四 ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整すること

五 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整すること

【提案された事項】・・・・・・・・・・・・・・・・

協議第八号 二 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

新市における議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

新市の議会議員の定数は三十四人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間（四年間）に限り、新市の議会議員の定数を四十八人とする。また、選挙区については、関係市町の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

- ・ 国分市の区域 十六人
- ・ 溝辺町の区域 四人
- ・ 横川町の区域 三人
- ・ 牧園町の区域 五人
- ・ 霧島町の区域 四人
- ・ 隼人町の区域 十二人

・ 福山町の区域 四人

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第五十九号 事務組織及び機構の取扱いについて

新市における事務組織及び機構の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

新市における事務組織及び機構の整備基本方針は下記のとおりとする。ただし、新市において常にその組織及び運営の見直し、効率化に務め、規模等の適正化を図るものとする。

基本方針

- 一 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織・機構
- 二 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- 三 市民の声を活かし、反映することができる組織・機構
- 四 住民ニーズの高度化・多様化に対応できる組織・機構
- 五 簡素で、効率的な組織・機構
- 六 指揮・命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 七 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 八 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

九 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

**協議第六十号 一部事務組合等の取扱いについて**

新市における一部事務組合等の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 国分地区消防組合、国分地区衛生管理組合、牧園・横川町衛生管理組合、始良東部地方卸売市場管理組合、国分・隼人公共下水道組合については、それぞれの構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施すること

二 始良郡西部消防組合の構成団体である溝辺町、大口市外四町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整すること

三 始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱

いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については、新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整すること

四 伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整すること

五 始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入すること

六 始良地区滞納整理組合については、平成十六年十二月三十一日に組合を解散すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

**協議第六十一号 その他事業（交通災害共済事業）の取扱いについて**

新市におけるその他事業（交通災害共済事業）の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 交通災害共済事業については、国分市を除く六町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施すること

二 共済掛け金の額は、五〇〇円に統一し、給付内容については合併までに調整すること

三 国分市の小、中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において、健全な事業運営のあり方を含め検討すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

**協議第六十二号 その他事業（契約関係事務）の取扱いについて**

新市におけるその他事業（契約関係事務）の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 契約事務については、合併までに調整すること

二 新市においては、入札に関する事務を統一し、事務の専門化・効率化を図ること

三 工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整すること

四 入札参加資格の格付けの取扱いについては、当分の間、鹿児島県の格付けを準用し、その間新市で格付けを行うこと

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



提案説明を行う岡元建設副部長（隼人町）



提案説明を行う白崎財政部長(牧園町)

協議第六十三号 補助金、交付金等の取扱いについて

新市における補助金、交付金等の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に勘案し、各市町で進めてきた補助金の見直しの視点をふまえて、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。

一 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整すること

二 各市町独自の補助金等について

は、従来の実情等を考慮し、補助金の目的を明確化し、新市全域の均衡を保つよう調整すること

三 整理・統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整すること

第二十五回協議会

【協議された事項】……………

協議第八号 一 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

新市における議会議員の定数及び任期の取扱いについては、前回第二十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました

協議第五十九号 事務組織及び機構の取扱いについて

新市における事務組織及び機構の取扱いについては、前回第二十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました

協議第六十号 一部事務組合等の取扱いについて

新市における一部事務組合等の取扱いについては、前回第二十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第六十一号 その他事業(交通災害共済事業)の取扱いについて

新市におけるその他事業(交通災害共済事業)の取扱いについては、前回第二十四回協議会における事前提

案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第六十二号 その他事業(契約関係事務)の取扱いについて

新市におけるその他事業(契約関係事務)の取扱いについては、前回第二十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第六十三号 補助金、交付金等の取扱いについて

新市における補助金、交付金等の取扱いについては、前回第二十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第十九号 二 地方税の取扱いについて

新市における地方税の取扱いについては、第十三回協議会において協議のうえ承認されていましたが、地方税法の改正により、個人市町村民税の均等割の標準額が、平成十六年度課税分より全市町村同額の「二千元」となりましたので、次のとおり承認済みの調整方針を一部変更することが提案され、協議のうえ承認されました。

変更前

個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。ただし、地方税法第八条の二第四項

並びに第三一〇条及び第三一八条の規定により、平成十七年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く六町については、合併特例法第十条の規定により、平成十八年度及び平成十九年度の二年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。

変更後

個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。

——傍線の部分が変更箇所です。

	変更後	変更前
国分市	3,000円/年	2,500円/年
溝辺町	3,000円/年	2,000円/年
横川町	3,000円/年	2,000円/年
牧園町	3,000円/年	2,000円/年
霧島町	3,000円/年	2,000円/年
隼人町	3,000円/年	2,000円/年
福山町	3,000円/年	2,000円/年

協議第五号 二 合併の期日について

合併の期日の取扱いについては、第四回協議会において平成十七年二月を目標に、協議の進捗状況等を見ながら、別途定めることとしていましたが、今次のとり提案され、協議のうえ提案のとおり承認されました。

今回提案

合併の期日は、平成十七年(西暦二〇〇五年)二月十四日とする

前回提案

合併の期日は、平成十七年(西暦二〇〇五年)二月を目標とし、当協議会の協議の進捗や、合併に向けた態勢整備の状況及び国の制度、手続の改正の状況などを見ながら、日にちも含め、別途定めるものとする。

なお、始良中央地区合併準備協議会でも、全体スケジュールの中で、平成十七年二月を確認している。

合併期日設定における留意点

一 住民生活への影響等住民サービスや各種事務の執行上、できる限り支障の少ない期日を想定して定める必要がある

二 合併時に予想される事務事業又は、公的行事との関係等についても十分考慮して判断する必要がある

三 円滑な行政サービスを行うための電算システムの移行稼働、職員の配置換え、移転等の準備作業を考慮し、合併期日は休日の翌日で

あることが望ましい

【提案された事項】……………

協議第六十六号 使用料、手数料等の取扱いについて

新市における使用料、手数料等の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併までに調整すること
- 二 手数料については、負担の公平性の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第六十七号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて

新市における自治会・行政連絡機構の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整すること
- 二 自治会などの組織は現行のとおりとする。なお、規模、区域を含め、見直しをする場合は原則として地域の自主性に委ねること
- 三 自治会と行政との連絡調整を行

う委託事務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については、随時調整し、二年以内に統一すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第六十八号 コミュニティ施策の取扱いについて

新市における「コミュニティ施策の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 新市の旧区域ごとの「コミュニティ組織体系図は、次頁のとおりとすること
- 二 地区公民館(会)、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、二年以内の制度の統一化にむけ検討を行う。

なお、運営補助金とは別に、合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度(仮称)」を創設すること

三 各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に、合併までに統一した制度を構築すること

四 コミュニティ組織を活用したまちづくり事業は、新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する

こと

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第六十九号 その他事業(温泉事業)の取扱いについて

新市におけるその他事業(温泉事業)の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 温泉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこと
- 二 温泉使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成十九年度までに調整すること
- 三 加入金については、現行のとおり新市に引き継ぐこと
- 四 手数料については、霧島町の例により合併までに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

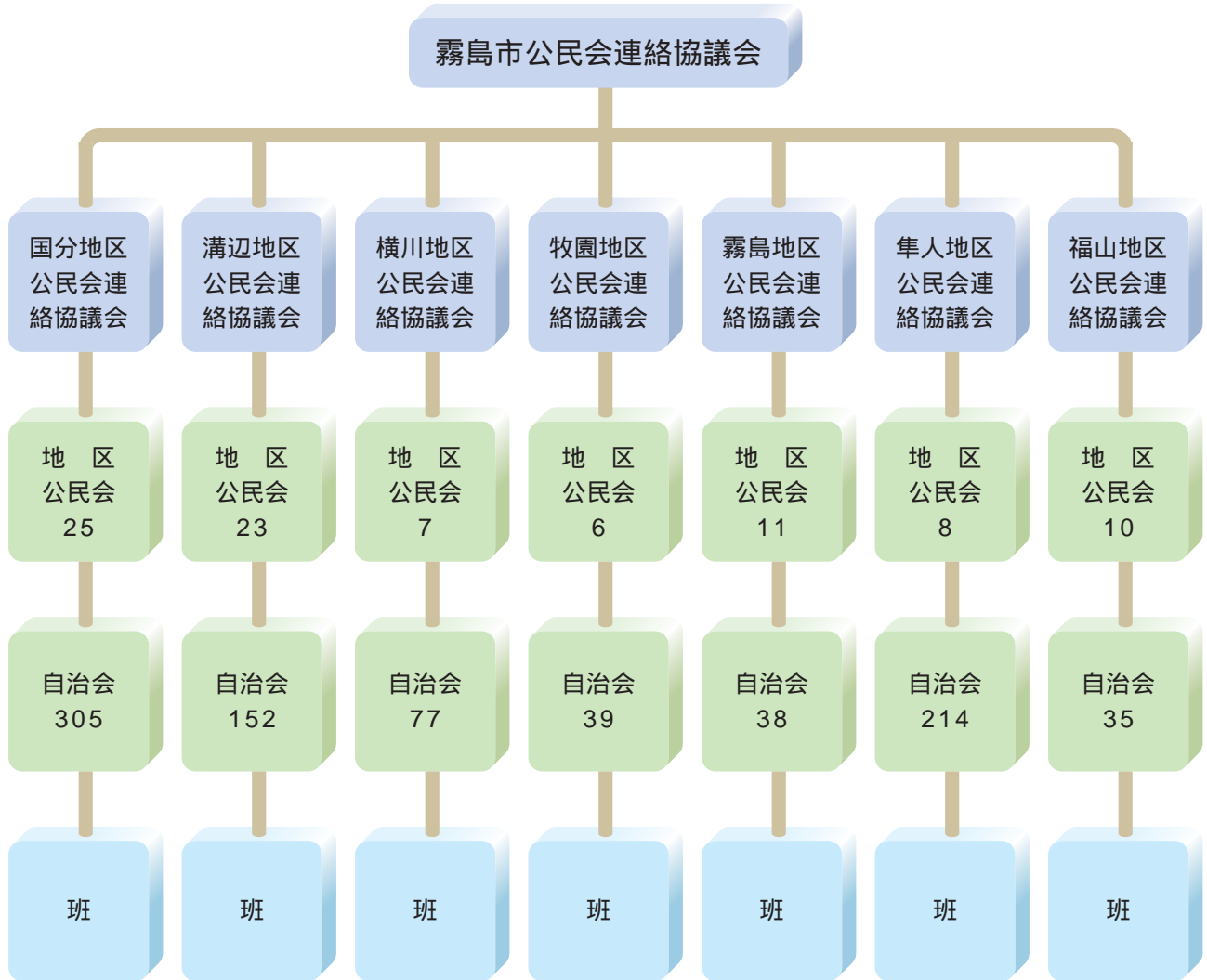
【お詫びと訂正】

合併協議会だより第十二号(平成十六年五月発行)の掲載内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

現在までに承認された協定項目 第3回

8ページ	表中の林業欄の横川町と牧園町
誤	・始良北部森林組合
正	・北始良森林組合

## コミュニティ組織体系のイメージ図



## 現在までに承認された協定項目 第4回

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等
19	町名・字名の取扱い	1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、次のとおりとする。 (1) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える。 (2) 溝辺町については、「始良郡溝辺町」を「霧島市溝辺町」に置き換える。 (3) 横川町については、「始良郡横川町」を「霧島市横川町」に置き換える。 (4) 牧園町については、「始良郡牧園町」を「霧島市牧園町」に置き換える。 (5) 霧島町については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える。 (6) 隼人町については、「始良郡隼人町」を「霧島市隼人町」に置き換える。 (7) 福山町については、「始良郡福山町」を「霧島市福山」に置き換える。ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山 番地」とする。

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等																			
19	町名・字名の取扱い	<p style="text-align: center;"><b>各市町における住所表示例</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">国分市</td> <td>霧島市国分中央 丁目 番号 霧島市国分清水 番地 霧島市国分向花町 番地 等</td> </tr> <tr> <td>溝辺町</td> <td>霧島市溝辺町有川 番地 霧島市溝辺町麓 番地 霧島市溝辺町竹子 番地 等</td> </tr> <tr> <td>横川町</td> <td>霧島市横川町上ノ 番地 霧島市横川町中ノ 番地 霧島市横川町下ノ 番地</td> </tr> <tr> <td>牧園町</td> <td>霧島市牧園町宿窪田 番地 霧島市牧園町高千穂 番地 霧島市牧園町三体堂 番地 等</td> </tr> <tr> <td>霧島町</td> <td>霧島市霧島田口 番地 霧島市霧島永水 番地 霧島市霧島大窪 番地 等</td> </tr> <tr> <td>隼人町</td> <td>霧島市隼人町内山田 丁目 番号 霧島市隼人町見次 番地 霧島市隼人町松永 番地 等</td> </tr> <tr> <td>福山町</td> <td>霧島市福山 番地 (大字の福山は、旧町名を表示しない) 霧島市福山佳例川 番地 霧島市福山福沢 番地 等</td> </tr> </table>	国分市	霧島市国分中央 丁目 番号 霧島市国分清水 番地 霧島市国分向花町 番地 等	溝辺町	霧島市溝辺町有川 番地 霧島市溝辺町麓 番地 霧島市溝辺町竹子 番地 等	横川町	霧島市横川町上ノ 番地 霧島市横川町中ノ 番地 霧島市横川町下ノ 番地	牧園町	霧島市牧園町宿窪田 番地 霧島市牧園町高千穂 番地 霧島市牧園町三体堂 番地 等	霧島町	霧島市霧島田口 番地 霧島市霧島永水 番地 霧島市霧島大窪 番地 等	隼人町	霧島市隼人町内山田 丁目 番号 霧島市隼人町見次 番地 霧島市隼人町松永 番地 等	福山町	霧島市福山 番地 (大字の福山は、旧町名を表示しない) 霧島市福山佳例川 番地 霧島市福山福沢 番地 等					
		国分市	霧島市国分中央 丁目 番号 霧島市国分清水 番地 霧島市国分向花町 番地 等																		
溝辺町	霧島市溝辺町有川 番地 霧島市溝辺町麓 番地 霧島市溝辺町竹子 番地 等																				
横川町	霧島市横川町上ノ 番地 霧島市横川町中ノ 番地 霧島市横川町下ノ 番地																				
牧園町	霧島市牧園町宿窪田 番地 霧島市牧園町高千穂 番地 霧島市牧園町三体堂 番地 等																				
霧島町	霧島市霧島田口 番地 霧島市霧島永水 番地 霧島市霧島大窪 番地 等																				
隼人町	霧島市隼人町内山田 丁目 番号 霧島市隼人町見次 番地 霧島市隼人町松永 番地 等																				
福山町	霧島市福山 番地 (大字の福山は、旧町名を表示しない) 霧島市福山佳例川 番地 霧島市福山福沢 番地 等																				
<p style="text-align: center;"><b>各市町における町名・字名の現況</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町数32 大字数21 小字数974</td> <td>大字数5 小字数465</td> <td>大字数3 小字数485</td> <td>大字数7 小字数978</td> <td>大字数4 小字数185</td> <td>大字数31 小字数849</td> <td>大字数4 小字数485</td> </tr> <tr> <td>【町名】 剣之字都町 清水一丁目 清水二丁目 清水三丁目 清水四丁目 清水五丁目 姫城南 名波町 山下町 城山町 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 中央四丁目 中央五丁目 中央六丁目 野口町 野口東 野口北 府中町 向花町 新町一丁目 新町二丁目 松木町 松木東 福島一丁目 福島二丁目 福島三丁目 広瀬一丁目 広瀬二丁目 広瀬三丁目 広瀬四丁目</td> <td>【大字名】 有川 竹子 三縄 麓 崎森  【大字名】 重久 清水 姫城 郡田 台明寺 川原 上小川 野口 野口西 府中 向花 新町 松木 福島 広瀬 湊 上井 川内 敷根 下井 上之段</td> <td>【大字名】 上ノ 中ノ 下ノ</td> <td>【大字名】 宿窪田 三体堂 万膳 下中津川 上中津川 持松 高千穂</td> <td>【大字名】 田口 大窪 川北 永水</td> <td>【大字名】 小浜 野久美田 小田 真孝 住吉 見次 内山田 朝日 内 姫城 東郷 西光寺 松永 嘉例川 野口 姫城一丁目 姫城二丁目 姫城三丁目 東郷一丁目 松永一丁目 松永二丁目 神宮一丁目 神宮二丁目 神宮三丁目 神宮四丁目 神宮五丁目 神宮六丁目 内山田一丁目 内山田二丁目 内山田三丁目 内山田四丁目</td> <td>【大字名】 福山 福地 福沢 佳例川</td> </tr> </tbody> </table>	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	町数32 大字数21 小字数974	大字数5 小字数465	大字数3 小字数485	大字数7 小字数978	大字数4 小字数185	大字数31 小字数849	大字数4 小字数485	【町名】 剣之字都町 清水一丁目 清水二丁目 清水三丁目 清水四丁目 清水五丁目 姫城南 名波町 山下町 城山町 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 中央四丁目 中央五丁目 中央六丁目 野口町 野口東 野口北 府中町 向花町 新町一丁目 新町二丁目 松木町 松木東 福島一丁目 福島二丁目 福島三丁目 広瀬一丁目 広瀬二丁目 広瀬三丁目 広瀬四丁目	【大字名】 有川 竹子 三縄 麓 崎森  【大字名】 重久 清水 姫城 郡田 台明寺 川原 上小川 野口 野口西 府中 向花 新町 松木 福島 広瀬 湊 上井 川内 敷根 下井 上之段	【大字名】 上ノ 中ノ 下ノ	【大字名】 宿窪田 三体堂 万膳 下中津川 上中津川 持松 高千穂	【大字名】 田口 大窪 川北 永水	【大字名】 小浜 野久美田 小田 真孝 住吉 見次 内山田 朝日 内 姫城 東郷 西光寺 松永 嘉例川 野口 姫城一丁目 姫城二丁目 姫城三丁目 東郷一丁目 松永一丁目 松永二丁目 神宮一丁目 神宮二丁目 神宮三丁目 神宮四丁目 神宮五丁目 神宮六丁目 内山田一丁目 内山田二丁目 内山田三丁目 内山田四丁目	【大字名】 福山 福地 福沢 佳例川
国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町															
町数32 大字数21 小字数974	大字数5 小字数465	大字数3 小字数485	大字数7 小字数978	大字数4 小字数185	大字数31 小字数849	大字数4 小字数485															
【町名】 剣之字都町 清水一丁目 清水二丁目 清水三丁目 清水四丁目 清水五丁目 姫城南 名波町 山下町 城山町 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 中央四丁目 中央五丁目 中央六丁目 野口町 野口東 野口北 府中町 向花町 新町一丁目 新町二丁目 松木町 松木東 福島一丁目 福島二丁目 福島三丁目 広瀬一丁目 広瀬二丁目 広瀬三丁目 広瀬四丁目	【大字名】 有川 竹子 三縄 麓 崎森  【大字名】 重久 清水 姫城 郡田 台明寺 川原 上小川 野口 野口西 府中 向花 新町 松木 福島 広瀬 湊 上井 川内 敷根 下井 上之段	【大字名】 上ノ 中ノ 下ノ	【大字名】 宿窪田 三体堂 万膳 下中津川 上中津川 持松 高千穂	【大字名】 田口 大窪 川北 永水	【大字名】 小浜 野久美田 小田 真孝 住吉 見次 内山田 朝日 内 姫城 東郷 西光寺 松永 嘉例川 野口 姫城一丁目 姫城二丁目 姫城三丁目 東郷一丁目 松永一丁目 松永二丁目 神宮一丁目 神宮二丁目 神宮三丁目 神宮四丁目 神宮五丁目 神宮六丁目 内山田一丁目 内山田二丁目 内山田三丁目 内山田四丁目	【大字名】 福山 福地 福沢 佳例川															



協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																																
22	介護保険事業の取扱い	<p>1 介護保険事業計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第3期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会(運営委員会)の設置に関することや、準備事務については合併までに調整する。</p> <p>(2) 第3期介護保険事業計画については、平成17年度に策定する。</p> <p>2 介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険料は、第3期介護保険事業計画により平成18年度に統一する。</p> <p>(2) 普通徴収の納期は、平成17年度は各市町の現行納期とし、平成18年度に統一する。</p> <p>(3) 災害減免は、その割合を合併までに調整する。</p> <p>(4) 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。</p> <p>3 低所得者利用者負担軽減対策補助については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正(廃止)が想定されるため、それに連動する。</p> <p>(2) 訪問介護利用者にかかる利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正(廃止)が想定されるため、それに連動する。新たな減免制度については、新市において調整する。</p> <p>4 鹿児島県財政安定化基金拠出金、貸付金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 財政安定化基金への拠出金については、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 財政安定化貸付金の償還金残額については、新市に引き継ぐ。</p> <p>5 始良・伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>																																																																																
		<p><b>各市町の第1号被保険者介護保険料の現況</b> <span style="float: right;">単位:円</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準額 (月額)</th> <th>第1段階 (年額)</th> <th>第2段階 (年額)</th> <th>第3段階 (年額)</th> <th>第4段階 (年額)</th> <th>第5段階 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国分市</td> <td>3,250</td> <td>19,500</td> <td>29,200</td> <td>39,000</td> <td>48,700</td> <td>58,500</td> </tr> <tr> <td>溝辺町</td> <td>4,100</td> <td>24,600</td> <td>36,900</td> <td>49,200</td> <td>61,500</td> <td>73,800</td> </tr> <tr> <td>横川町</td> <td>3,800</td> <td>22,800</td> <td>34,200</td> <td>45,600</td> <td>57,000</td> <td>68,400</td> </tr> <tr> <td>牧園町</td> <td>3,800</td> <td>22,800</td> <td>34,200</td> <td>45,600</td> <td>57,000</td> <td>68,400</td> </tr> <tr> <td>霧島町</td> <td>3,989</td> <td>24,000</td> <td>36,000</td> <td>47,900</td> <td>59,900</td> <td>71,900</td> </tr> <tr> <td>隼人町</td> <td>3,658</td> <td>21,900</td> <td>32,900</td> <td>43,800</td> <td>54,800</td> <td>65,800</td> </tr> <tr> <td>福山町</td> <td>3,000</td> <td>18,000</td> <td>27,000</td> <td>36,000</td> <td>45,000</td> <td>54,000</td> </tr> </tbody> </table>		基準額 (月額)	第1段階 (年額)	第2段階 (年額)	第3段階 (年額)	第4段階 (年額)	第5段階 (年額)	国分市	3,250	19,500	29,200	39,000	48,700	58,500	溝辺町	4,100	24,600	36,900	49,200	61,500	73,800	横川町	3,800	22,800	34,200	45,600	57,000	68,400	牧園町	3,800	22,800	34,200	45,600	57,000	68,400	霧島町	3,989	24,000	36,000	47,900	59,900	71,900	隼人町	3,658	21,900	32,900	43,800	54,800	65,800	福山町	3,000	18,000	27,000	36,000	45,000	54,000																								
	基準額 (月額)	第1段階 (年額)	第2段階 (年額)	第3段階 (年額)	第4段階 (年額)	第5段階 (年額)																																																																												
国分市	3,250	19,500	29,200	39,000	48,700	58,500																																																																												
溝辺町	4,100	24,600	36,900	49,200	61,500	73,800																																																																												
横川町	3,800	22,800	34,200	45,600	57,000	68,400																																																																												
牧園町	3,800	22,800	34,200	45,600	57,000	68,400																																																																												
霧島町	3,989	24,000	36,000	47,900	59,900	71,900																																																																												
隼人町	3,658	21,900	32,900	43,800	54,800	65,800																																																																												
福山町	3,000	18,000	27,000	36,000	45,000	54,000																																																																												
		<p><b>各市町の財政安定化貸付金の償還額</b> <span style="float: right;">単位:円</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>0</td> <td>5,188,896</td> <td>3,300,000</td> <td>8,151,000</td> <td>1,062,334</td> <td>10,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>0</td> <td>5,188,888</td> <td>3,300,000</td> <td>8,151,000</td> <td>1,062,333</td> <td>10,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>0</td> <td>5,188,888</td> <td>3,300,000</td> <td>8,151,000</td> <td>1,062,333</td> <td>10,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>0</td> <td>5,188,888</td> <td>3,300,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>0</td> <td>5,188,888</td> <td>3,300,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>0</td> <td>5,188,888</td> <td>3,300,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>0</td> <td>5,188,888</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>0</td> <td>5,188,888</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0</td> <td>5,188,888</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	H15	0	5,188,896	3,300,000	8,151,000	1,062,334	10,000,000	0	H16	0	5,188,888	3,300,000	8,151,000	1,062,333	10,000,000	0	H17	0	5,188,888	3,300,000	8,151,000	1,062,333	10,000,000	0	H18	0	5,188,888	3,300,000	0	0	0	0	H19	0	5,188,888	3,300,000	0	0	0	0	H20	0	5,188,888	3,300,000	0	0	0	0	H21	0	5,188,888	0	0	0	0	0	H22	0	5,188,888	0	0	0	0	0	H23	0	5,188,888	0	0	0	0	0
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																																											
H15	0	5,188,896	3,300,000	8,151,000	1,062,334	10,000,000	0																																																																											
H16	0	5,188,888	3,300,000	8,151,000	1,062,333	10,000,000	0																																																																											
H17	0	5,188,888	3,300,000	8,151,000	1,062,333	10,000,000	0																																																																											
H18	0	5,188,888	3,300,000	0	0	0	0																																																																											
H19	0	5,188,888	3,300,000	0	0	0	0																																																																											
H20	0	5,188,888	3,300,000	0	0	0	0																																																																											
H21	0	5,188,888	0	0	0	0	0																																																																											
H22	0	5,188,888	0	0	0	0	0																																																																											
H23	0	5,188,888	0	0	0	0	0																																																																											

# 始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済:協議会の会議において承認済み  
 提案中:協議会へ提案中又は小委員会で協議中  
 未協議:協議項目として未提案

平成16年5月末現在における協議状況です。

## 協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

(7月以降は、月1回の開催を予定しておりますので、開催日程をご確認ください。)

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程	第26回協議会	6 / 10 (木)	第27回協議会	6 / 24 (木)
	第28回協議会	7 / 22 (木)	第29回協議会	8 / 19 (木)

## ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

**始良中央地区合併協議会事務局**

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号  
 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940